

みやぎ型管理運営方式 公募関係資料 新旧対照表

令和2年7月22日（水）

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）基本協定書（案）新旧対照表

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|----|----------|-------|------|--|---|---------------|
| 1 | 基本協定書（案） | 6 | 第9条2 | <p>（情報公開取扱規程の作成）</p> <p>第9条の2 優先交渉権者構成員は、本協定締結後速やかに（ただし、遅くとも本協定締結後30日以内に）、本事業等の実施に当たり作成され、又は取得された文書等であつて、運営権者が管理しているものの公開について、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）の趣旨に沿った情報公開取扱規程（案）を作成し、かつ県の承認を得なければならない。</p> <p>2口情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項に規定する情報公開取扱規程（案）に定めなければならない。</p> | - | 実施契約書（案）からの移動 |

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）優先交渉権者選定基準 新旧対照表

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|----|------------|--------|-------------------------------|--|--|------|
| 1 | 優先交渉権者選定基準 | 2 | 2.1 選定方法の概要 | 応募者以外の 協力会社 の名称及び名称を類推できる記載 | 応募者以外の 協力企業 の名称及び名称を類推できる記載 | 文言調整 |
| 2 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-3 | 2-1 役割分担及び機関設計 記載必須項目 | ①応募企業又は コンソーシアム構成員 の果たす役割及び位置づけ、並びに出資構成 | ①応募企業又は コンソーシアム の果たす役割及び位置づけ、並びに出資構成 | 文言調整 |
| 3 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-5 | 3-1 収支計画 記載必須項目 | ①法人及び9個別事業ごとの計画財務諸表（運営権者提案額、 貸借対照表（9個別事業を除く） 、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書） | ①法人及び9個別事業ごとの計画財務諸表（運営権者提案額、 貸借対照表 、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書） | 文言調整 |
| 4 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-11 | 5-3 下水の運転管理及び保守点検 記載上の留意事項 | ③大雨時の異常流入に対応した管路、ポンプ場及び浄化センターの施設運用及び溢水防止対策について記載すること。 | ②大雨時の異常流入に対応した管路、ポンプ場及び浄化センターの施設運用及び溢水防止対策について記載すること。 | 文言調整 |
| 5 | 優先交渉権者選定基準 | 別紙1-11 | 5-3 下水の運転管理及び保守点検 記載上の留意事項 | ④現状の施設・設備及び改築・修繕計画を考慮した 保守点検方針 を記載すること。 | ③現状の施設・設備及び改築・修繕計画を考慮した 保守点検方針計画 を記載すること。 | 文言調整 |

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）要求水準書（案）新旧対照表

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|----|----------|-------|-------|--|---|---|
| 1 | 要求水準書（案） | 7 | 脚注4 | 県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の 任意事業に係る要求水準 を定める。 | 県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の 任意事業実施義務 を定める。 | 文言整理 |
| 2 | 要求水準書（案） | 21 | 3.1.1 | 水道法施行令 第5条 に定める資格を有する技術者 | 水道法施行令 第4条 に定める資格を有する技術者 | 文言整理 |
| 3 | 要求水準書（案） | 28 | 3.1.1 | 水質試験を実施する者は、 水道法第20条の4第1項第2号別表第一 のいずれかの要件を満たす者であること。 | 水質試験を実施する者は、 水道法第20条第4項別表第1 のいずれかの要件を満たす者であること。 | 文言整理 |
| 4 | 要求水準書（案） | 30 | 3.1.1 | 県基準又は法定水質基準を満たしていない場合の責任分担については、運営権者が以下に掲げる いずれかの事項 を証明した場合は、県の責任とする。 | 県基準又は法定水質基準を満たしていない場合の責任分担については、運営権者が以下に掲げる 事項 を証明した場合は、県の責任とする。 | 表現の明確化 |
| 5 | 要求水準書（案） | 35 | 3.1.2 | なお、 設計図書の作成 について委託等を行う場合、受託者等は当該業務を上記資格を有する者に行わせること。 | なお、 本業務 について委託等を行う場合、受託者等は当該業務を上記資格を有する者に行わせること。 | 表現の明確化 |
| 6 | 要求水準書（案） | 37 | 3.1.2 | また、運営権者は、本事業終了後の次期改築計画書（案）を作成し、 県 に提出すること。 なお、 対象期間及び提出期日については、本事業開始後において県と協議の上決定するものとする。 | また、運営権者は、本事業終了後の次期改築計画書（案）を作成し、 10.2.1に定める引継ぎ文書の提出期日までに 提出すること。 | 次期改築計画書（案）の対象期間及び提出期日について、本事業開始後に協議できるようにするため |
| 7 | 要求水準書（案） | 58 | 3.2.2 | なお、 設計図書の作成 について委託等を行う場合、受託者等は当該業務を上記資格を有する者に行わせること。 | なお、 本業務 について委託等を行う場合、受託者等は当該業務を上記資格を有する者に行わせること。 | 表現の明確化 |
| 8 | 要求水準書（案） | 60 | 3.2.2 | また、運営権者は、本事業終了後の次期改築計画書（案）を作成し、 県 に提出すること。 なお、 対象期間及び提出期日については、本事業開始後において県と協議の上決定するものとする。 | また、運営権者は、本事業終了後の次期改築計画書（案）を作成し、 10.2.1に定める引継ぎ文書の提出期日までに 提出すること。 | 次期改築計画書（案）の対象期間及び提出期日について、本事業開始後に協議できるようにするため |
| 9 | 要求水準書（案） | 78 | 3.3.1 | e) 放流水質基準未達又は未達のおそれがある場合の対応 | e) 放流水質基準未達又は未達のおそれがある場合の対応 | 文言整理 |
| 10 | 要求水準書（案） | 84 | 3.3.2 | なお、 設計図書の作成 について 委託等 を行う場合、受託者等は当該業務を上記資格を有する者に行わせること。 | なお、 本業務 について 委託 する場合、受託者等は当該業務を上記資格を有する者に行わせること。 | 表現の明確化 |
| 11 | 要求水準書（案） | 88 | 3.3.2 | また、運営権者は、本事業終了後の次期改築計画書（案）を作成し、 県 に提出すること。 なお、 対象期間及び提出期日については、本事業開始後において県と協議の上決定するものとする。 | また、運営権者は、本事業終了後の次期改築計画書（案）を作成し、 10.2.1に定める引継ぎ文書の提出期日までに 提出すること。 | 次期改築計画書（案）の対象期間及び提出期日について、本事業開始後に協議できるようにするため |
| 12 | 要求水準書（案） | 95 | 4.1.1 | 運営権者は、運転管理及び保守点検の結果を踏まえ、第二 受水 テレメータ室ごとに改築計画書を作成し、 | 運営権者は、運転管理及び保守点検の結果を踏まえ、第二テレメータ室ごとに改築計画書を作成し、 | 文言整理 |
| 13 | 要求水準書（案） | 95 | 4.1.1 | また、第二 受水 テレメータ室について修繕又は改築を必要と判断する場合、運営権者は各施設所有市町に対しその旨を報告すること。 | また、第二テレメータ室について修繕又は改築を必要と判断する場合、運営権者は各施設所有市町に対しその旨を報告すること。 | 文言整理 |
| 14 | 要求水準書（案） | 99 | 7.1.1 | 当該協力に当たっては、関連資料集の（仮称） 試験研究等に対する本事業用地等の貸付け等に関する要領 に準じて当該業務を遂行すること。 | 当該協力に当たっては、関連資料集の 試験研究等を目的とした下水汚泥等の利用承認に関する要領 における「事務所」を「運営権者」、「流域下水道施設」を「運営権設定対象施設等」に読み替え、 運営権者は、当該要領に準じて 当該業務を遂行すること。 | 県にて新たな要領を作成することとしたため |
| 15 | 要求水準書（案） | 109 | 脚注39 | 引継ぎ文書の提出期日時点における最新版とすること。 | - | No.6,8,11の変更へ対応するための追記 |

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）モニタリング基本計画書（案） 新旧対照表

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|----|----------------|-------|--------------|---|---|--------------------|
| 1 | モニタリング基本計画書（案） | 8 | 表2-1 | 基本協定締結後速やかに（ただし、遅くとも本協定締結後30日以内に） | 水道施設運営権の設定に係る許可申請前まで | 基本協定書（案）との整合性を図るため |
| 2 | モニタリング基本計画書（案） | 10 | 表2-1 | 年間業務報告書提出時及び月末から30日以内 | 年間業務報告書及び月間業務報告書提出時 | 表現の明確化 |
| 3 | モニタリング基本計画書（案） | 11 | 脚注6 | 2個別事業ごととは、大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業それぞれについて、計画書又は報告書を作成することをいう。 | 2個別事業とは、大崎広域水道用水供給事業及び仙南・仙塩広域水道用水供給事業の水道用水供給事業2事業を意味する。 | 表現の明確化 |
| 4 | モニタリング基本計画書（案） | 14 | 脚注7 | 3個別事業ごととは、仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業のそれぞれについて、計画書又は報告書を作成することをいう。 | 3個別事業とは、仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業の工業用水道事業3事業をいう。 | 表現の明確化 |
| 5 | モニタリング基本計画書（案） | 17 | 脚注8 | 4個別事業ごととは、仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業のそれぞれについて、計画書又は報告書を作成することをいう。 | 4個別事業とは、仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業の流域下水道事業4事業をいう。 | 表現の明確化 |
| 6 | モニタリング基本計画書（案） | 20 | 本文 | 運営権者は、土地、建築物及び工作物等貸付業務について、当該業務の実施計画を策定し、遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表2-11に示す書類を県に提出して確認等を受ける。 | 運営権者は、土地、構築物及び工作物等貸付業務について、当該業務の実施計画を策定し、遂行状況及び実施契約等の履行状況を自ら確認のうえ、表2-11に示す書類を県に提出して確認等を受ける。 | 文言調整 |
| 7 | モニタリング基本計画書（案） | 20 | 表2-11 | 土地、建築物及び工作物等貸付業務のモニタリングに係る書類及び県の行為 | 土地、構築物及び工作物等貸付業務のモニタリングに係る書類及び県の行為 | 文言調整 |
| 8 | モニタリング基本計画書（案） | 20 | 表2-11 脚注9 | 関連業務を含めた財務諸表を作成すること。 | - | 表現の明確化 |

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|----|----------|-------|------------|---|---|---------------------|
| 1 | 実施契約書（案） | 4 | 第11条第1項 | （本事業開始日時時点で、当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵であって、募集要項等県が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下 本項、第2項及び第3項 において同じ。）が発見された場合、運営権者は、本事業開始日以後1年以内（以下本条において「 瑕疵担保期間 」という。） | （本事業開始日時時点で、当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵であって、募集要項等県が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下 本項及び第2項 において同じ。）が発見された場合、運営権者は、本事業開始日以後1年以内（以下本条において「 瑕疵担保期間 」という。） | No.2の追加へ対応するための文言整理 |
| 2 | 実施契約書（案） | 4 | 第11条第2項 | 第30条第2項の規定により引き渡された新設調整池等について瑕疵（ただし、本項においては県から運営権者への引渡時点における瑕疵をいう。）が発見された場合、運営権者は、新設調整池等の引渡日以後1年以内（以下本条において「瑕疵担保期間（新設調整池等）」という。）に県に通知する。県は、瑕疵担保期間（新設調整池等）内に運営権者から当該通知があった場合に限り、県において当該瑕疵の修補を行い、又は当該瑕疵に起因して運営権者に生じた損害又は費用等を補償するものとし、その時期及び方法については、県及び運営権者の協議により定める。 | - | 新設調整池の瑕疵に関する責任の明確化 |
| 3 | 実施契約書（案） | 5 | 第11条第3項 | 県は、瑕疵担保期間又は 瑕疵担保期間（新設調整池等） 経過後に運営権設定対象施設について瑕疵が発見された場合、これらの瑕疵については一切責任を負わない。 | 県は、瑕疵担保期間経過後に運営権設定対象施設について瑕疵が発見された場合、これらの瑕疵については一切責任を負わない。 | No.2の追加へ対応するための文言整理 |
| 4 | 実施契約書（案） | 5 | 第15条第1項 | 公有財産無償貸付契約の貸付期間は本事業期間と同じとし、本契約が何らかの理由により解除又は終了した場合、公有財産無償貸付契約も終了するものとする。 | 公有財産無償貸付契約の貸付期間（ 公有財産無償貸付契約の規定に基づく更新後の期間を含む。 ）は本事業期間と同じとし、本契約が何らかの理由により解除又は終了した場合、公有財産無償貸付契約も終了するものとする。 | 文言整理 |
| 5 | 実施契約書（案） | 7 | 第20条第1項(3) | 運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書（ もしあれば。 ）の写し、②運営権に対する担保設定に係る契約書（ もしあれば。 ）の写し、並びに③本契約その他運営権者と県との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書（ もしあれば。 ）の写しの県への提出 | 運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書の写し、②運営権に対する担保設定に係る契約書の写し、並びに③本契約その他運営権者と県との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書の写しの県への提出 | 表現の明確化 |
| 6 | 実施契約書（案） | 7 | 第20条第1項(4) | 運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書（ もしあれば。 ）の写しの県への提出 | 運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書の写しの県への提出 | 表現の明確化 |
| 7 | 実施契約書（案） | 10 | 第24条第1項 | ただし、運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において 任意事業（提案書類に記載されているものを含むが、これに限られない。 ）を実施しようとするときは、県の事前の承認を得なければならない。 | ただし、運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において 提案書類に記載のない任意事業 を実施しようとするときは、県の事前の承認を得なければならない。 | 表現の明確化 |
| 8 | 実施契約書（案） | 10 | 第24条第4項 | 運営権者は、本事業期間中において、第1項及び第2項の規定により開始した任意事業（ただし、第2項第2号に掲げる任意事業を除く。）の内容を変更する場合には、県の事前の承認を得るものとする。ただし、任意事業を休止又は廃止する場合には、県に対する事前の通知で足りるものとする。 | - | 任意事業変更の場合の対応の明確化 |
| 9 | 実施契約書（案） | 12 | 第27条第2項 | 運営権者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、本事業開始予定日までに、付保した保険契約の内容を県に通知した上で、その保険証券の写しその他付保を証明する書面を県に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改 又は 新たな締結があった場合も同様とする。 | 運営権者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、本事業開始予定日までに、付保した保険契約の内容を県に通知した上で、その保険証券の写しその他付保を証明する書面を県に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改、 新たな 締結があった場合も同様とする。 | 文言整理 |
| 10 | 実施契約書（案） | 12 | 第29条第1項 | （県による新たな施設の建設又は 既存施設 の増築及び運営権設定対象施設の一部休止） 県は、水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業に係る新たな施設の建設又は 既存施設 の増築を、運営権者と協議の上で実施することができる。この場合において、当該協議の開始から180日以内に合意に至らなかったときは、県は、県の決定に従って、当該施設の建設又は 既存施設 の増築に伴う要求水準の変更内容を運営権者に対して通知した上で、当該施設の建設又は 既存施設 の増築を行うことができるものとする。かかる通知をもって、要求水準は変更されたものとみなし、運営権者は、当該変更後の要求水準を遵守するものとする。 | （県による新たな施設の建設又は増築及び運営権設定対象施設の一部休止） 県は、水道用水供給事業、工業用水道事業又は流域下水道事業に係る新たな施設の建設又は増築を、運営権者と協議の上で実施することができる。この場合において、当該協議の開始から180日以内に合意に至らなかったときは、県は、県の決定に従って、当該施設の建設又は増築に伴う要求水準の変更内容を運営権者に対して通知した上で、当該施設の建設又は増築を行うことができるものとする。かかる通知をもって、要求水準は変更されたものとみなし、運営権者は、当該変更後の要求水準を遵守するものとする。 | 表現の明確化 |
| 11 | 実施契約書（案） | 13 | 第32条第1項 | 運営権者は、本事業期間中、 募集要項等、要求水準書、提案書類及び全体事業計画書に基づき 、初回料金期間についての本事業等に係る中期事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各料金期間についての本事業等に係る中期事業計画書を、各定期改定実施年度の前事業年度の末日の30日前までに作成の上、県に提出してその承認を得るものとする。 | 運営権者は、本事業期間中、初回料金期間についての本事業等に係る中期事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各料金期間についての本事業等に係る中期事業計画書を、各定期改定実施年度の前事業年度の末日の30日前までに作成の上、県に提出してその承認を得るものとする。 | 表現の明確化 |

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|----|----------|-------|-----------|--|---|-----------------------|
| 12 | 実施契約書（案） | 14 | 第33条第1項 | 運営権者は、本事業期間中、募集要項等、要求水準書、提案書類及び中期事業計画書に基づき、本事業開始予定日を含む事業年度についての本事業等に係る年間事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各事業年度についての本事業等に係る年間事業計画書を、当該事業年度の前事業年度の末日の30日前までに作成の上、県に提出してその承認を得るものとする。 | 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度についての本事業等に係る年間事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各事業年度についての本事業等に係る年間事業計画書を、当該事業年度の前事業年度の末日の30日前までに作成の上、県に提出してその承認を得るものとする。 | 表現の明確化 |
| 13 | 実施契約書（案） | 20 | 第47条第2項 | 運営権者が特定法令等変更、特定条例等変更、不可抗力、県の責めに帰すべき事由又は施工上やむを得ない事由により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、県及び運営権者は、協議により新しい工期を定めるものとする。 | 運営権者が特定法令等変更、特定条例等変更又は不可抗力により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、県及び運営権者は、協議により新しい工期を定めるものとする。 | 県帰責の工期変更の扱いの明確化 |
| 14 | 実施契約書（案） | 20 | 第48条第3項 | 年度実施協定の締結後に、県の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、県は、運営権者と協議の上、当該年度実施協定に定める単年度対象改築業務に要する費用を増額変更することによって、当該増加費用及び損害相当額を、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用として、その支払期限までに運営権者に支払う。 | 年度実施協定の締結後に、県の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、県は、運営権者と協議の上、当該年度実施協定に定める単年度対象改築業務に要する費用を増額変更するとともに、当該増加費用及び損害相当額を、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。 | 文言整理 |
| 15 | 実施契約書（案） | 21 | 第48条第4項 | 年度実施協定の締結後に、不可抗力により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、当該増加費用及び損害の負担等については、次条の定めに従うものとする。 | 年度実施協定の締結後に、不可抗力により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項（ただし、同項第8号は除く。）に定める場合を除き、当該増加費用及び損害の負担について前項の定めを適用する。 | 県の工事請負契約書様式と平仄を合わせたもの |
| 16 | 実施契約書（案） | 21 | 第48条の2第1項 | （流域下水道事業における単年度対象改築業務に係る不可抗力による損害の特則） 年度実施協定の締結後、当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務に係る工事目的物の引渡し前に、不可抗力により、当該単年度対象改築業務に係る工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、運営権者は、その事実の発生後直ちにその状況を県に通知しなければならない。 | - | 県の工事請負契約書様式と平仄を合わせたもの |
| 17 | 実施契約書（案） | 21 | 第48条の2第2項 | 運営権者は、前項に規定する不可抗力の発生後直ちに、同項の損害（運営権者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第27条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において「損害」という。）について調査を行うとともに、その結果を県に報告し、県の確認を受けなければならない。この場合において、県は、当該報告の内容を確認するため、工事現場の確認その他必要な調査を行うことができるものとし、運営権者は、県の要請に応じてこれに最大限協力するものとする。 | - | 県の工事請負契約書様式と平仄を合わせたもの |
| 18 | 実施契約書（案） | 21 | 第48条の2第3項 | 運営権者は、前項の規定により県によって損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を県に請求することができる。 | - | 県の工事請負契約書様式と平仄を合わせたもの |
| 19 | 実施契約書（案） | 21 | 第48条の2第4項 | 県は、前項の規定により運営権者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって、運営権者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、当該年度実施協定に定める当該単年度対象改築業務に要する費用の額（以下第5項において「請負代金額」という。）の百分の一を超える額を、当該年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。 | - | 県の工事請負契約書様式と平仄を合わせたもの |

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|----|----------|-------|------------------|--|--|---|
| 20 | 実施契約書（案） | 21 | 第48条の2 第5項 | 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、（要求水準書に規定する工事費内訳書に基づき）算定する。 (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。 (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。 (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該単年度対象改築業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。 | - | 県の工事請負契約書様式と平仄を合わせたもの |
| 21 | 実施契約書（案） | 22 | 第48条の2 第6項 | 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「当該年度実施協定に定める当該単年度対象改築業務に要する費用の額の百分の一を超える額」とあるのは「当該年度実施協定に定める当該単年度対象改築業務に要する費用の額の百分の一を超える額から既に県が負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。 | - | 県の工事請負契約書様式と平仄を合わせたもの |
| 22 | 実施契約書（案） | 26 | 第57条第1 項 | 運営権者は、県との間で締結する別紙11の様式による利用料金收受代行業務委託契約に基づき、利用料金收受代行業務を県に委託し、県は、当該委託に基づき、県が使用者から收受する料金等と併せて、利用料金の收受を行う。なお、県が使用者から料金等及び利用料金の合計額全額を收受することができなかった場合には、県は、①当該使用者から実際に收受できた金額から、②当該実際に收受できた金額に県收受割合（利用料金收受代行業務が実施される月ごとに、当該月において收受される予定であった料金等の額を、当該月において收受される予定であった料金等及び利用料金の合計額で除して得た割合をいう。）を乗じた金額を差し引いた金額を運営権者に対して支払えば足りる。 | 運営権者は、県との間で締結する別紙11の様式による利用料金收受代行業務委託契約に基づき、利用料金收受代行業務を県に委託し、県は、当該委託に基づき、県が使用者から收受する料金等と併せて、利用料金の收受を行う。 | 使用者から料金等及び利用料金の合計額全額を收受することができなかった場合の対応の明確化 |
| 23 | 実施契約書（案） | 29 | 第65条第1 項(1) イ | 9個別事業ごとに、運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害（ただし、①運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの、及び②運営権者が維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものを除く。）の合計額が以下に掲げる金額以上である場合、当該運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害は、県の負担とする。なお、①次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合にあっては、当該不可抗力によって被害を受けた運営権設定対象施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置することを含む。）ことを目的とする各水道用水供給事業又は工業用水道事業における工事ごとに、②次の(ハ)に掲げる場合にあっては、一箇所の工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条に規定する意味を有する。）ごとに、当該増加費用又は損害の合計額を算定するものとする。 | 9個別事業ごとに、運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害（ただし、①運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたと認められるもの、及び②運営権者が維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められるものを除く。）の合計額が以下に掲げる金額以上である場合、当該増加費用又は損害は、県の負担とする。 | 合計額の算定単位の明確化 |
| 24 | 実施契約書（案） | 30 | 第65条第1 項(2) イ | 水道用水供給事業については、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱（厚生労働省発健0401第3号）第2項第1号に規定する事業に該当する場合又はその他水道用水供給事業に関して国が定める補助金制度における補助金交付対象事業に該当する場合、当該不可抗力に起因して運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害は、県の負担とする。 | 水道用水供給事業に関する増加費用等については、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱（厚生労働省発健0401第3号）第2項第1号に規定する事業に該当する場合又はその他水道用水供給事業に関して国が定める補助金制度における補助金交付対象事業に該当する場合は、県の負担とする。 | 文言整理 |
| 25 | 実施契約書（案） | 30 | 第65条第1 項(2) ロ | 工業用水道事業については、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が、工業用水道事業費補助金交付要綱（20130226財地第1号）第3条第4項並びに同別表1第4項及び第5項に規定する補助金採択基準を満たす災害復旧事業に該当する場合又はその他工業用水道事業に関して国が定める補助金制度における補助金交付対象事業に該当する場合、当該不可抗力に起因して運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害は、県の負担とする。 | 工業用水道事業に関する増加費用等については、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が、工業用水道事業費補助金交付要綱（20130226財地第1号）第3条第4項並びに同別表1第4項及び第5項に規定する補助金採択基準を満たす災害復旧事業に該当する場合又はその他工業用水道事業に関して国が定める補助金制度における補助金交付対象事業に該当する場合は、県の負担とする。 | 文言整理 |

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|----|----------|-------|-------------|--|---|-------------------------------|
| 26 | 実施契約書（案） | 30 | 第65条第1項(2)ハ | 流域下水道事業については、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に定める適用除外の対象外となるものである場合、当該不可抗力に起因して運営権設定対象施設について生じた増加費用又は損害は、県の負担とする。 | 流域下水道事業に関する増加費用等については、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に定める適用除外の対象外となるものである場合は、県の負担とする。 | 文言整理 |
| 27 | 実施契約書（案） | 30 | 第65条第1項(2)ニ | 上記イ、ロ又はハ以外の場合は、運営権者の負担とする。 | イ、ロ又はハ以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。 | 表現の明確化 |
| 28 | 実施契約書（案） | 30 | 第65条第2項 | 前項の定めにかかわらず、不可抗力によって本事業用地が毀損した場合、本事業用地の修補その他の原状回復に必要な措置は、県が自らの費用負担において行う。この場合、運営権者は、県の要請に応じてこれに最大限協力するものとする。 | - | 本事業用地に係るリスク分担の明確化 |
| 29 | 実施契約書（案） | 30 | 第65条第3項 | 不可抗力発生時において本事業の継続に合理的に必要となる措置を講じるため、県が運営権者に対して要請した業務の実施に関して、運営権者において提案書類に記載された緊急時の想定人員以上の人員配置が必要となった場合、県は、当該想定人員以上の人員配置に起因して運営権者に生じた増加費用について補償するものとする。 | 不可抗力発生時において本事業の継続に合理的に必要となる措置を講じるため、県が運営権者に対して提案書類に記載された緊急時の想定人員以上の人員配置を要請した場合、県は、当該要請に起因して運営権者に生じた増加費用について補償するものとする。 | 表現の明確化 |
| 30 | 実施契約書（案） | 31 | 第70条 | この場合において、県は、第57条第1項の規定により収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの要求水準違反違約金の支払に充当することができる。 | この場合において、県は、第57条第2項の規定により収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの要求水準違反違約金の支払に充当することができる。 | 文言整理 |
| 31 | 実施契約書（案） | 33 | 第74条第1項(5) | 運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書（もしあれば。）の写し、②運営権に対する担保設定に係る契約書（もしあれば。）の写し、並びに③本契約その他運営権者と県との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書（もしあれば。）の写し | 運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書の写し、②運営権に対する担保設定に係る契約書の写し、並びに③本契約その他運営権者と県との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書の写し | 表現の明確化 |
| 32 | 実施契約書（案） | 33 | 第74条第1項(6) | 運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書（もしあれば。）の写し | 運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書の写し | 表現の明確化 |
| 33 | 実施契約書（案） | 35 | 第78条第3項 | 前項の規定により合意延長が行われた場合、県及び運営権者は、本契約、事業計画書、改築計画書、改築実施基本協定及び年度実施協定の変更について誠実に協議を行う。 | 前項の規定により合意延長が行われた場合、県及び運営権者は、改築業務に関して本契約、改築計画書、改築実施基本協定及び年度実施協定の変更について誠実に協議を行う。 | 文言整理 |
| 34 | 実施契約書（案） | 36 | 第80条第2項 | [本事業期間が終了した場合、]県は、[前項の規定により引渡しを受けた]水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る運営権設定対象施設に関して運営権者が行った改築業務の対象となる施設（ただし、完工している施設に限る。）について、当該業務に関して運営権者が支払った費用相当額のうち、帳簿原価から[本事業期間終了時までにおいて行った減価償却累計額／本事業期間終了時までに行うこととなる減価償却累計額]（ただし、減価償却の計算については地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条に規定する定額法（ただし、減価償却の計算については、償却資産の種類を問わず、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条に規定する定額法（ただし、同条第3項については、「償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達したものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うこととする。」と読み替えた上でこれを準用するものとする。）により行うこととする。）を控除した金額に相当する金銭を、運営権者に対して支払うものとする（以下本条及び第82条において、当該支払額を「本事業期間終了時の残存価値」という。）。 【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされた場合、上記[]内の文言で、選択式で記載しているものについては後者の文言を規定し、それ以外のものについては[]内の文言を削除する。】 | 本事業期間が終了した場合、県は、前項の規定により引渡しを受けた水道用水供給事業及び工業用水道事業に係る運営権設定対象施設に関して運営権者が行った改築業務の対象となる施設（ただし、完工している施設に限る。）について、当該業務に関して運営権者が支払った費用相当額のうち、帳簿原価から本事業期間終了時までにおいて行った減価償却累計額（ただし、減価償却の計算については地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条に規定する定額法（ただし、同条第3項柱書については、「償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した次の各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うこととする。」と読み替えた上でこれを準用するものとする。）により行うこととする。）を控除した金額に相当する金銭を、運営権者に対して支払うものとする（以下本条及び第82条において、当該支払額を「本事業期間終了時の残存価値」という。）。 | 本事業期間中の残存価値相当額の支払提案に対応するための追記 |
| 35 | 実施契約書（案） | 37 | 第80条第3項 | 運営権者は、本事業終了日において本事業等の実施のために運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において保有する資産（任意事業に係る資産を含む。）を、すべて運営権者の責任において相当の期間内に本事業用地及び運営権設定対象施設から撤去しなければならない。ただし、県又は県の指定する者が必要と認めた場合には、県又は県の指定する者は、当該資産を県及び運営権者が別途合意する価格で買い取ることができ、運営権者はこれに応じるものとする。 | 運営権者は、本事業終了日において本事業等の実施のために運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において保有する資産（任意事業に係る資産を含む。）は、すべて運営権者の責任において相当の期間内に本事業用地及び運営権設定対象施設から撤去しなければならない。ただし、県又は県の指定する者が必要と認めた場合には、県又は県の指定する者は、当該資産を県及び運営権者が別途合意する価格で買い取ることができ、運営権者はこれに応じるものとする。 | 文言整理 |

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|----|----------|-------|-------------|---|---|--------------------------------------|
| 36 | 実施契約書（案） | 37 | 第80条第5項～第7項 | <p>【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされない場合、以下に掲げる第5項を規定する。】</p> <p>5□第2項の規定による本事業期間終了時の残存価値の支払及び第3項の規定により資産の買取りが行われる場合の買取りの支払は、本事業終了日から1年を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する瑕疵に関する責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して県又は県の指定する者に対して当該支払を求めた場合において、当該支払を行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する者が第83条に定める瑕疵に関する責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する者は、当該支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、当該支払を拒むことができる。]</p> <p>【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされた場合、以下に掲げる第5項乃至第7項を規定する。】</p> <p>5□第2項の規定による本事業期間終了時の残存価値の支払は、運営権者が行った改築業務の対象となる施設ごと、第43条第5項の規定による引渡しの実施日が属する事業年度の翌事業年度の末日（ただし、当該日が本事業終了日以降となる場合には、本事業終了日の1年後の応当日）までに、運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。この場合、本事業期間終了時の残存価値の算定は、本事業期間終了時の残存価値の支払日における本事業期間終了時の残存価値の支払後、第78条第2項の規定により本事業期間が延長された場合、運営権者は、前項の規定により支払を受けた本事業期間終了時の残存価値と、延長後の本事業終了日を「本事業期間終了時」として算定した本事業期間終了時の残存価値に相当する金額との差額を、延長後の本事業終了日まで、県が指定する方法により、県に一括して支払うものとし、当該支払後に第78条第2項の規定により本事業期間が延長された場合も同様とする。</p> <p>7□第3項の規定により資産の買取りが行われる場合の買取りの支払は、本事業終了日から1年を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する瑕疵に関する責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して県又は県の指定する者に対して当該支払を求めた場合において、当該支払を行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する者が第83条に定める瑕疵に関する責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する者は、当該支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、当該支払を拒むことができる。]</p> | <p>5 第2項の規定による本事業期間終了時の残存価値の支払及び第3項の規定により資産の買取りが行われる場合の買取りの支払は、本事業終了日から1年を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する瑕疵に関する責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して県又は県の指定する者に対して当該支払を求めた場合において、当該支払を行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、県又は県の指定する者が第83条に定める瑕疵に関する責任に基づき損害賠償請求を行った場合、県又は県の指定する者は、当該支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、県又は県の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、当該支払を拒むことができる。</p> | <p>本事業期間中の残存価値相当額の支払提案に対応するための追記</p> |
| 37 | 実施契約書（案） | 38 | 第82条 | <p>運営権者は、第80条第1項に規定する運営権設定対象施設の引渡しの時点においても要求水準書に定める項目を満たさない事項が存在する場合には、第80条第1項第二文に規定する措置に加えて、県に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を支払うものとする。[ただし、県が認めた場合には、第80条第2項の規定により県が運営権者に対して支払う本事業期間終了時の残存価値及び同条第3項の規定による支払額から控除する方法により支払うことができる。／ただし、県が認めた場合には、第80条第3項の規定による支払額及び同条第5項の規定により県が運営権者に対して支払う本事業期間終了時の残存価値（ただし、第43条第5項の規定による引渡しの実施日が属する事業年度の翌事業年度の末日が本事業終了日以降となる場合に限る。）から控除する方法により支払うことができる。】【】内の文言のうち、本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされない場合は前者の文言を、当該提案がなされた場合は後者の文言を規定する。】</p> | <p>運営権者は、運営権設定対象施設の引渡しの時点においても要求水準書に定める項目を満たさない事項が存在する場合には、第80条第1項第二文に規定する措置に加えて、県に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を支払うものとする。ただし、県が認めた場合には、第80条第2項の規定により県が運営権者に対して支払う本事業期間終了時の残存価値及び同条第3項の規定による支払額から控除する方法により支払うことができる。</p> | <p>本事業期間中の残存価値相当額の支払提案に対応するための追記</p> |
| 38 | 実施契約書（案） | 43 | 第94条第1項 | <p>（本事業開始日以後の解除又は終了の効果）</p> <p>本事業開始日以後に、第84条から第92条までの規定により本契約の全部又は一部が解除され、又は終了した場合、第79条から第83条までの規定[（ただし、第80条第5項及び第6項の規定を除く。）]につき、「本事業終了日」を「本契約の全部又は一部の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、以下の各号に記載されている規定については、各号の定めに従う。【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払の提案がなされた場合、上記【】内の文言を規定する。】</p> | <p>（本事業開始日以後の解除又は終了の効果）</p> <p>本事業開始日以後に、第84条から第92条までの規定により本契約の全部又は一部が解除され、又は終了した場合、第79条から第83条までの規定につき、「本事業終了日」を「本契約の全部又は一部の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、以下の各号に記載されている規定については、各号の定めに従う。</p> | <p>表現の明確化</p> |
| 39 | 実施契約書（案） | 43 | 第94条第2項 | <p>前項の規定のほか、本事業開始日以後に</p> | <p>前項の規定のほか、本事業開始日以後に</p> | <p>表現の明確化</p> |
| 40 | 実施契約書（案） | 43 | 第94条第3項 | <p>前項の規定により県が出来形部分を引き受ける場合（流域下水道事業における改築業務の出来形部分を引き受ける場合を含む。）、県は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分に係る改築業務に関し県が支払済の費用（もしあれば。）を減じた額を運営権者に支払うものとする。この場合、第1項によって読み替える第80条[第5項／第7項]の定めを適用する。【】内の文言のうち、本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされない場合は前者の文言を、当該提案がなされた場合は後者の文言を規定する。】</p> | <p>前項の規定により県が出来形部分を引き受ける場合（流域下水道事業における改築業務の出来形部分を引き受ける場合を含む。）、県は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分に係る改築業務に関し県が支払済の費用（もしあれば。）を減じた額を運営権者に支払うものとする。この場合、第1項によって読み替える第80条第5項の定めを適用する。</p> | <p>本事業期間中の残存価値相当額の支払提案に対応するための追記</p> |

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|----|----------|-------|---------------|--|--|-------------------------------|
| 41 | 実施契約書（案） | 44 | 第94条第6項 | <p>【本事業期間終了時の残存価値について、本事業期間中の支払とする提案がなされた場合、以下に掲げる第6項を規定する。】</p> <p>本契約の全部又は一部の解除又は終了日までに第80条第5項の規定による県の支払が完了した施設に係る本事業期間終了時の残存価値の支払は、当該県による支払済みの金額と、本契約の全部又は一部の解除又は終了日における当該施設の本事業期間終了時の残存価値相当額との差額を、第1項によって読み替える第80条第7項に規定する期限までに運営権者が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、行うものとする。</p> | - | 本事業期間中の残存価値相当額の支払提案に対応するための追記 |
| 42 | 実施契約書（案） | 44 | 第95条第1項 | この場合において、県は、第57条第1項の規定により収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの契約解除違約金の支払に充当することができる。 | この場合において、県は、第57条第2項の規定により、収受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの契約解除違約金の支払に充当することができる。 | 文言整理 |
| 43 | 実施契約書（案） | 45 | 第98条第1項 | （運営権放棄等及び損失の負担－特定法令等変更による解除） 第89条第1項又は第90条第1項（第89条第1項に定める解除事由による場合に限る。）の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合（第91条第1項の規定により本契約の一部が解除された場合を含む。）には、 運営権者は、解除の対象となった運営権設定対象施設に係る運営権を放棄するものとし、 県及び運営権者は、遅滞なく当該運営権の抹消登録を行う。 | （運営権取消等及び損失の負担－特定法令等変更による解除） 第89条第1項又は第90条第1項（第89条第1項に定める解除事由による場合に限る。）の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合（第91条第1項の規定により本契約の一部が解除された場合を含む。）には、 県及び運営権者は、遅滞なく解除の対象となった運営権設定対象施設に係る運営権の抹消登録を行う。 | 文言整理 |
| 44 | 実施契約書（案） | 45 | 第98条第2項 | 前項の場合、県及び運営権者のいずれも、自らに生じた損失については、自ら負担するものとする。 | 前項の場合のうち、 特定法令等変更により本事業等の継続が不可能となった場合には、 県及び運営権者のいずれも、自らに生じた損失については、自ら負担するものとする。 | 表現の明確化 |
| 45 | 実施契約書（案） | 45 | 第99条 | （運営権放棄等及び損害の負担－不可抗力解除） | （運営権放棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除） | 文言整理 |
| 46 | 実施契約書（案） | 49 | 第109条第1項 | 県及び運営権者は、 本契約締結日において、優先交渉権者によって、 本事業等の実施に当たり作成され、又は取得された文書等であって、運営権者が管理しているものの公開について、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）の趣旨に沿った 情報公開取扱規程 が作成され、当該 情報公開取扱規程 について 県が承認済みであることを確認する。運営権者は、本契約締結後速やかに当該情報公開取扱規程を公表するものとし、当該情報公開取扱規程に従って本事業等に関する情報公開を適時に行うものとする。 | 運営権者は、本事業等の実施に当たり作成し、又は取得した文書等であって、運営権者が管理しているものの公開については、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）の趣旨に沿った 取扱規程等 を作成し、公表するものとする。 | 基本協定書（案）に移動したことに対応するため |
| 47 | 実施契約書（案） | 49 | 第109条第2項 | - | 情報の公開に当たって、 文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めなければならない。 | 基本協定書（案）に移動 |
| 48 | 実施契約書（案） | 55 | 別紙1 | (50)「事業継続措置」とは、運営権者による事業継続のために、県が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の規定に基づく国庫負担の申請等により、運営権設定対象施設を復旧するために実施する措置をいう。 | (50)「事業継続措置」とは、運営権者による事業継続のために、県が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく国庫負担の申請等により、運営権設定対象施設を復旧するために実施する措置をいう。 | 文言整理 |
| 49 | 実施契約書（案） | 104 | 別紙10-2第1項 | 9個別事業において、運営権者が月ごとに収受する利用料金（以下本別紙において「月次利用料金」といい、月次利用料金が発生した月を「計算対象月」という。）は、9個別事業ごとに、以下の算出式に基づいて算出されるものとする。 なお、9個別事業ごとの月次利用料金の算出に当たっては、まず、使用者ごとの水量実績、基本水量及び超過水量に基づき、使用者ごとの月次利用料金を算出するものとし（ただし、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。）、当該使用者ごとの月次利用料金を合計した額をもって、運営権者が計算対象月に収受する月次利用料金とする。 | 9個別事業において、運営権者が月ごとに収受する利用料金（以下本別紙において「月次利用料金」といい、月次利用料金が発生した月を「計算対象月」という。）は、9個別事業ごとに、以下の算出式に基づいて算出されるものとする（ただし、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。）。 | 使用者毎の利用料金の算出を求めため |
| 50 | 実施契約書（案） | 104 | 別紙10-2第1項 算出式 | （工業用水道事業） 月次利用料金＝月次運営権者収受額（*1）×（計算対象月の基本水量（*3）＋計算対象月の超過水量（*4））÷月次水量見込（*2） （*3）「基本水量」とは、宮城県公営企業設置条例別表第二 備考二に定める意味を有する（以下本別紙において同じ。）。 （*4）「超過水量」とは、宮城県公営企業設置条例別表第二 備考三に定める意味を有する（以下本別紙において同じ。）。 | （工業用水道事業） 月次利用料金＝月次運営権者収受額（*1）×（月次水量見込（*2）＋計算対象月の超過水量（*3））÷月次水量見込（*2） （*3）「超過水量」とは、宮城県公営企業設置条例別表第二 備考三に定める意味を有する（以下本別紙において同じ。）。 | 使用者毎の利用料金の算出を求めため |
| 51 | 実施契約書（案） | 104 | 別紙10-2第2項 | ある月の途中で本事業期間終了日が到来した場合、本事業期間終了日までの経過日数を基準とした日割計算によって当該月の月次利用料金を算出するものとする。 | ある月の途中で本事業期間終了日が到来した場合、本事業期間終了日までの経過日数を基準とした日割計算によって当該月の月次利用料金を算出するものとする（ただし、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。）。 | No.49の追加へ対応するための文言整理 |

| No | 公募書類 | ページ番号 | 該当箇所 | 新 | 旧 | 変更理由 |
|----|----------|-------|-------------------|--|--|---|
| 52 | 実施契約書（案） | 104 | 別紙10-2 第3項 | 仙塩工業用水道事業及び仙台圏工業用水道事業に係る利用料金の計算方法の特則 仙塩工業用水道事業及び仙台圏工業用水道事業の間でのバックアップ対応（詳細は、要求水準書において定める。）によって、仙塩工業用水道事業又は仙台圏工業用水道事業から、他方の工業用水道事業の工業用水利用者に対して工業用水の供給が行われた場合、月次利用料金の算定においては、当該バックアップ対応を受けた工業用水道事業の運営権設定対象施設より当該工業用水利用者に対して工業用水の供給が行われたものとして、月次利用料金を算定するものとする。 | 仙台工業用水道事業及び仙台圏工業用水道事業に係る利用料金の計算方法の特則 仙台工業用水道事業及び仙台圏工業用水道事業の間でのバックアップ対応（詳細は、要求水準書において定める。）によって、仙台工業用水道事業又は仙台圏工業用水道事業から、他方の工業用水道事業の工業用水利用者に対して工業用水の供給が行われた場合、月次利用料金の算定においては、当該バックアップ対応を受けた工業用水道事業の運営権設定対象施設より当該工業用水利用者に対して工業用水の供給が行われたものとして、月次利用料金を算定するものとする。 | 文言整理 |
| 53 | 実施契約書（案） | 104 | 別紙10-2 脚注11 | 例えば、仙塩工業用水道事業のユーザーに対して、仙台圏工業用水道事業の施設から工業用水の供給がされた場合であっても、当該ユーザーは仙塩工業用水道事業から工業用水の供給を受けたものとして、各工業用水道事業における使用水量を算定します。 | 例えば、仙台工業用水道事業のユーザーに対して、仙台圏工業用水道事業の施設から工業用水の供給がされた場合であっても、当該ユーザーは仙台工業用水道事業から工業用水の供給を受けたものとして、各工業用水道事業における使用水量を算定します。 | 文言整理 |
| 54 | 実施契約書（案） | 105 | 別紙10-2 第4項 | 本契約第56条第1項第1号の規定により運営権者収受額の臨時改定が実施された場合、第1項にかかわらず、当該臨時改定の対象となった工業用水道事業における月次利用料金は、以下の算出式に従って算出されるものとする。なお、本項に基づく月次利用料金の算出に当たっては、まず、当該工業用水道事業に係る工業用水利用者ごとの月次利用料金を算出するものとし（ただし、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。）、当該工業用水利用者ごとの月次利用料金を合計した額をもって、運営権者が計算対象月に収受する当該工業用水道事業における月次利用料金を算出するものとする。 | 本契約第56条第1項第1号の規定により運営権者収受額の臨時改定が実施された場合、第1項にかかわらず、当該臨時改定の対象となった工業用水道事業における月次利用料金は、以下の算出式に従って算出されるものとする（ただし、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。）。 | 使用者毎の利用料金の算出を求めため |
| 55 | 実施契約書（案） | 105 | 別紙10-2 第4項 算出式 | 月次利用料金 = 改定対象費（*1） ÷ 計算対象月の総基本水量（*2） × 計算対象月の基本水量 + その他運営権者収受額の構成項目（*3） × （計算対象月の基本水量 + 計算対象月の超過水量） ÷ 月次水量見込 （*2）「総基本水量」とは、改定の対象となった工業用水道事業における、工業用水利用者ごとの基本水量の合計値をいう。 （*3）「その他運営権者収受額の構成項目」とは、月次運営権者収受額から改定対象費を控除した金額をいう。 | 月次利用料金 = 改定対象費（*1） + {その他運営権者収受額の構成項目（*2） × （月次水量見込 + 計算対象月の超過水量） ÷ 月次水量見込} （*2）「その他運営権者収受額の構成項目」とは、月次運営権者収受額から改定対象費を控除した金額をいう。 | 使用者毎の利用料金の算出を求めため |
| 56 | 実施契約書（案） | 107 | 別紙10-3(1)表中 | 日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数(総平均) | 日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス物価指数(総平均) | 文言整理 |
| 57 | 実施契約書（案） | 115 | 別紙11第2条第1項 | 委託者は、受託者に対し、委託業務の対価として、別紙「委託料算定表」に基づき算出される金額（以下「委託料」という。）を別紙「委託料算定表」に従って支払う。 | 委託者は、受託者に対し、委託業務の対価として、別紙「委託料算定表」に基づき算出される金額（以下「委託料」という。）を支払う。 | 文言整理 |
| 58 | 実施契約書（案） | 115 | 別紙11第2条第2項 | - | 委託者は、受託者に対し、前項の委託料を別紙「委託料算定表」に従って支払うものとする。 | 文言整理 |
| 59 | 実施契約書（案） | 116 | 別紙11第8条 | 受託者は、委託者に対し、各月において使用者から収受した料金等及び利用料金の合計額のうち、利用料金相当額（ただし、使用者から料金等及び利用料金の合計額全額を収受することができなかった場合には、①当該使用者から実際に収受できた金額から、②当該実際に収受できた金額に県収受割合（月ごとに、当該月において収受される予定であった料金等の額を、当該月において収受される予定であった料金等及び利用料金の合計額で除して得た割合をいう。）を乗じた金額を差し引いた金額）を、使用者が受託者に対し支払った利用料金が受託者の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌月の末日までに、委託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、利用料金が実施契約に基づき要求水準違反違約金又は契約解除違約金に充当された場合には、当該充当された額を減じた額が支払われるものとする。 | 受託者は、委託者に対し、各月において使用者等から収受した利用料金相当額を、使用者等が受託者に対し支払った利用料金が受託者の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌月の末日までに、委託者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、利用料金が実施契約に基づき要求水準違反違約金又は契約解除違約金に充当された場合には、当該充当された額を減じた額が支払われるものとする。 | 使用者から料金等及び利用料金の合計額全額を収受することができなかった場合の対応の明確化 |
| 60 | 実施契約書（案） | 119 | 別紙11 (別紙) 2 | 委託者は、毎年3月31日までに、当該事業年度に係る委託料の合計金額を、県が指定する方法により一括して支払うものとする。 | 委託者は、毎年3月31日までに、前項の委託料の合計金額を、県が指定する方法により一括して支払うものとする。 | 表現の明確化 |